

第1節 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

1 地震・防災対策

目標

- ・災害の未然防止策や防災組織体制、災害発生時の対応策の充実を図ります。
- ・災害に強いまちづくりを進めます。

現状

- ・近年、新潟中越地震、福岡県西方沖地震、宮城県沖地震など、各地で大きな地震が相次いでいます。
- ・平成16年6月に「国民保護法」が成立し、有事の際に国民を守るための取り組みを定める「国民保護計画」の策定が求められています。
- ・静岡県が平成13年5月に発表した「第3次地震被害想定結果報告」や平成15年12月に東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、平成16年度に町の「地震防災計画」を修正しました。
- ・住民の防災に対する意識の高揚を図るため、毎年7月には津波避難訓練を、9月には総合防災訓練を、12月には地域防災訓練を実施しています。
- ・本町では、小・中学校施設を中心に耐震化を進めるとともに、一般家屋についても耐震診断や補強を進めています。

課題

- ・地震に対する住民の防災意識や災害時の的確な行動力が低下しており、住民の防災力を高めていくことが必要です。
- ・過年度に整備した防災資機材や医薬品の更新が必要です。
- ・災害時における情報収集・伝達体制を充実させるため、戸別受信機の配備を図ることが必要です。
- ・河川の耐震水門の整備が必要です。
- ・近隣市町と定期的な連絡会等を開催し、協力体制の充実強化を図ることが必要です。
- ・個人住宅の地震災害などへの安全対策のため、老朽化木造住宅の耐震診断や耐震補強が必要です。
- ・災害時に高齢者や障害者などの災害時要援護者を支援するための体制づくりが必要です。
- ・自主防災組織をはじめとする防災関係機関や事業所・行政との連携の強化が必要です。
- ・災害時ボランティア活動への支援体制を速やかに整えることが必要です。
- ・武力攻撃事態等における国民保護計画（吉田町計画）を策定することが必要です。

施策体系

1 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

- 1 地震・防災対策
- 2 治山治水対策
- 3 交通安全対策
- 4 防犯対策
- 5 消防・救急
- 6 火葬
- 7 消費生活
- 8 し尿処理
- 9 ごみ処理

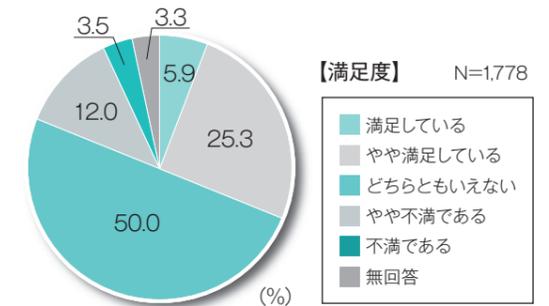
- 1 地震・防災意識の高揚
- 2 地震・防災体制の整備
- 3 自主防災組織の体制づくり
- 4 情報伝達の充実・強化
- 5 防災訓練の充実
- 6 防災施設・設備の整備
- 7 災害防止対策の推進
- 8 災害時要援護者対策

施策の方向

1 地震・防災意識の高揚

- (1) 災害危険地域における防災意識の高揚と地震・防災に対する共通認識を確立するため、パンフレット等による啓発活動を推進します。

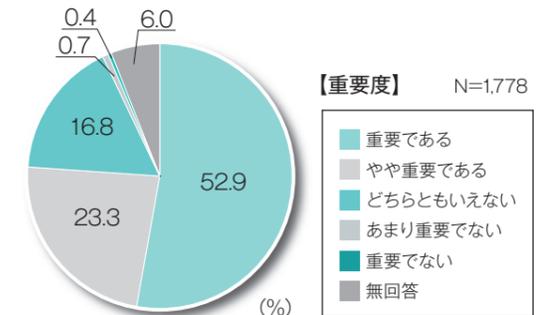
■消防・防災対策の評価【まちづくりのアンケートから】



2 地震・防災体制の整備

- (1) 防災資機材を計画的に整備し充実を図るとともに、自主防災会の活動に必要な資機材の整備の促進を図るため、自主防災会に必要な助成を行います。
- (2) 災害発生時に備え、近隣市町との協力体制の確立を図ります。
- (3) 有事の際に防災拠点となる静岡空港との連携を図ります。
- (4) 国民保護計画(吉田町計画)を策定します。

■消防・防災対策の評価【まちづくりのアンケートから】



【関連「1 消防体制の整備」(P89)、「2 広域的な消防体制の整備」(P89)】

3 自主防災組織の体制づくり

- (1) 地域住民が相互に協力し、連携を保ち、自発的に防災組織をつくる体制づくりに努めます。
- (2) 地域防災指導員等を育成し、地域防災力の向上に努めます。

4 情報伝達の充実・強化

- (1) インターネットなどの情報通信媒体を利用して情報を住民に知らせます。
- (2) 同報無線の戸別受信機を普及させ、充実した情報伝達体制の確立を目指します。

5 防災訓練の充実

- (1) 自主防災意識の高揚を図るため、学校・事業所・地域等の防災訓練を実施します。

【関連「3 地域との防災対策の充実」(P89)】



施策の方向

6 防災施設・設備の整備

- (1) 災害発生時の仮設病院や仮設救護所設置に備えた医薬品等の資機材の充実と救護の人員確保を図ります。
- (2) 避難路周辺の安全管理対策を進めるとともに、避難地の耐震化対策を推進します。
- (3) 防災活動の拠点としてのコミュニティ防災センターの整備と活用を図ります。

7 災害防止対策の推進

- (1) 「吉田町地域防災計画」に基づき、それぞれの活動マニュアルを見直し、防災に対する共通の目的意識を高めるよう推進します。
- (2) 災害時に備えた食糧、飲料水などの非常持出品の備蓄を住民に呼びかけるとともに、住宅の耐震性強化や家具等の転倒防止などの防災PRに努めます。

8 災害時要援護者対策

- (1) 災害時において、迅速かつ的確に要援護者を支援するため、支援体制の確立を図ります。

主要事業名
地震・防災対策事業(防災意識の高揚)
地震・防災対策事業(地震防災体制整備)
地震・防災対策事業(自主防災組織支援)
地震・防災対策事業(情報伝達手段の充実)
地震・防災対策事業(防災施設・設備の整備)
プロジェクトTOUKAI-O 推進事業
ブロック塀等耐震改修促進事業



2 治山治水対策

目標

- 土砂災害から住民を守るため、急傾斜地における崩壊防止整備を推進していきます。
- 水害を防止するため、河川の整備など治水対策に努めます。

現状

- 治山治水対策は、住民の安全で安心な日常生活を確保する上で、欠かせないものです。
- 本町は一級河川大井川の下流域に位置し、町内全域が低地となっており、河川の増水による浸水の危険性は高いと言えます。
- 町内に山地はありませんが、急傾斜地崩壊危険箇所として崖崩れの恐れのある場所が4か所あり、急傾斜地崩壊対策が求められています。
- 一級河川大井川が町の東側にあり、二級河川は中央に位置する湯日川、牧之原市との境に位置する坂口谷川があります。
- 近年、短時間に大量の雨が降ることがあり、一部地域で浸水被害を受けたことから浸水対策が求められています。

課題

- 国・県に対して危険箇所の急傾斜地崩壊対策の実施を求めることが必要です。
- 近隣市町と連携して総合的な治水対策を進めることが必要です。
- 二級河川湯日川は重要水防箇所として、河川整備を促進することが必要です。



施策体系



施策の方向

1 治山対策の推進

- (1) 国や県と連携し、急傾斜地崩壊防止整備をします。
- (2) 急傾斜地における崩壊防止工事や河川の耐震水門工事などの防災対策を推進します。
- (3) 危険性の高い崖地については、急傾斜地崩壊危険区域の指定拡大や災害危険区域の指定とともに、急傾斜地崩壊防止工事を促進します。

2 情報伝達の充実・強化

- (1) 同報無線の戸別受信機を普及させるとともにホームページを利用する等、充実した情報伝達体制の確立を目指します。

3 治水対策の推進

- (1) 河川の負担を軽減するため、雨水を一時的に貯蓄する遊水地・調整池等の確保や公共施設・民間施設での貯留施設の整備など、流出抑制対策を推進します。
- (2) 総合的な治水対策を進めるため、県や隣接する市町と協力し、広域的に連携した治水事業を推進します。
- (3) 洪水ハザードマップを作成し、洪水時における住民の円滑かつ迅速な避難を誘導し、被害の軽減を図ります。
- (4) 集中豪雨などによる浸水被害を防ぐため、ポンプ場の整備などを検討します。

【関連「4 都市下水路の整備」(P103)、「1 河川改修の促進」(P169)】

主要事業名

吉田町洪水ハザードマップ作成事業

3 交通安全対策

目 標

- 交通安全指導の強化や交通安全施設の整備を通じて、交通事故のない安全な社会を目指します。

現 状

- 車の性能や安全性が向上したことなどを受け、全国的に交通事故死者数は減少傾向にあります。本町では、交通事故の発生件数は横ばいで推移しています。
- 本町では、高齢者が事故の加害者や被害者になるケースが目立つほか、夕暮れ時の事故が多くなっています。
- 通学時間帯には多くの児童・生徒が徒歩で集団登校をしているほか、自転車による通学者も多くなっており、交通マナーを高めていくことが求められています。
- 本町では、交差点のカラー舗装等を実施した結果、交差点での事故が減少しています。
- 本町では、交通事故対策として、交通事故相談を実施しています。
- 本町では、交通安全母の会による自転車安全教室や各小学校における交通安全リーダーと語る会などを通して、交通安全対策を行っています。
- 交通事故の被害者を救済するため、交通災害共済保険への加入を促進しています。
- 交通事故防止と交通安全意識の高揚を図るため、警察署や交通安全関係団体をはじめ、住民が一体となって年4回交通安全運動を展開しています。

課 題

- 一人ひとりが交通マナーを守ることが大切であり、誰もが交通事故に遭わないよう、一層の交通安全対策が必要です。
- 交通安全施設を適正に管理するため、整備・点検が必要です。
- 誰もが安心して歩ける、安全な歩道の整備や通学路の確保が必要です。
- 飲酒運転の完全撲滅を目指して、飲酒運転防止運動を強化することが必要です。
- 住民との協力により、安全な道路空間確保のため違法駐車、違法駐輪などの取り締まりを強化することが必要です。
- 交通安全指導は継続展開していくことが必要です。
- 高齢者と若者が、ともに交通安全について語る場が必要です。

施策体系



施策の方向

1 交通安全施設の整備

- 交通安全施設の整備点検を行い、適正な管理と危険箇所の安全対策を推進します。
- 交通弱者といわれる子ども・高齢者・障害者だけでなく、誰もが安心して道路を利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた安全施設等の設置を推進します。
- すぐに対応が困難な箇所には、路側帯を色分けするなど、歩行者・運転者への注意を呼びかける等の対策を図ります。

【関連「3 安全で快適な道路環境の整備」(P163)】

2 交通安全指導の強化

- 住民や各団体に交通安全運動への参加協力を促し、住民自身による安全・安心な道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進します。
- 住民に対して交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上を図ります。
- 交通安全に対する知識の確立を図るため、家庭や学校など地域ぐるみで交通安全活動を促進します。
- ドライバーの意識の高揚を図り、加えて悪質な飲酒・暴走運転を許さない地域環境づくりを推進します。
- シートベルト、チャイルドシート、ヘルメットの着用や、運転中の携帯電話不使用の徹底を啓発します。

3 交通状況の改善

- 通学路や生活道路の安全性・利便性を確保するため、交通規制等の対応について関係機関と協議し、思いやりのある道路環境の整備を推進します。
- 道路の占有・使用に対する道路管理や交通安全対策の強化と、地域住民に対する細やかな告知や情報提供に努めます。

【関連「3 安全で快適な道路環境の整備」(P163)】

4 交通事故対策の充実

- 交通事故の被害者を救済するため、住民相互扶助制度である交通災害共済の加入促進を図ります。
- 交通事故に関する相談窓口の充実を図り、被害者への適切なアドバイスや事故多発箇所の迅速な把握と的確な処置・対応に努めます。

主要事業名
交通安全推進事業
交通安全施設整備事業
交通指導員活動事業
交通災害共済加入促進事業

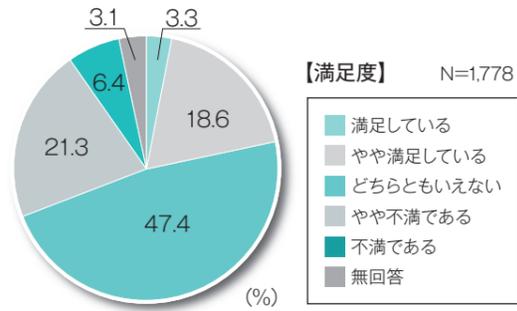
■交通事故発生件数の推移

各年 12 月末日

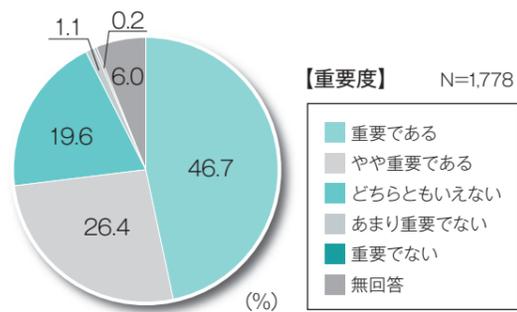
区分 年	発生件数 (件)	人身事故 (件)	死亡者数 (人)	負傷者数 (人)	物損事故 (件)
平成12年	685	255	1	323	430
13年	734	284	0	359	450
14年	600	230	0	294	370
15年	751	296	2	392	455
16年	782	303	2	400	479

【資料】：榛原警察署「警察白書」

■交通安全対策の評価 【まちづくりのアンケートから】



■交通安全対策の評価 【まちづくりのアンケートから】



4 防犯対策

目標

- 暴力や犯罪のない、住民が安全で安心して生活できる、健全で住みよい地域づくりを目指します。
- 家庭・地域・関係機関の協力のもと、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

現状

- 全国的に犯罪が増加する傾向にあり、犯罪の凶悪化・陰湿化・低年齢化傾向が顕著で、犯罪を起こさせない地域づくりが重要になっています。
- 社会構造や生活様式の変化、経済情勢の悪化、都市化や国際化の進展など、様々な状況の変化に伴い犯罪が複雑・多様化しています。
- 核家族化の進行に伴い、地域の連帯感が薄くなる中、地域の相互扶助や問題解決機能、犯罪抑止機能が低下しています。
- 本町では、犯罪や非行などを未然に防止し、「安全で住みよい吉田町」を実現するために、青色回転灯を装備した車両で「防犯パトロール」を実施しています。

課題

- 夜間の防犯対策のために、適正な明るさを考慮した防犯灯の配置と維持・管理が必要です。
- 住民に防犯思想の普及を進め、地域に密着した地域防犯体制の確立を図ることが必要です。
- 犯罪の凶悪化・陰湿化・低年齢化傾向が進む中、これらの犯罪への対策が必要です。
- 犯罪を誘発するような環境を改善する必要があります。
- 青少年が健全に生活できるよう、有害な風俗環境や情報を排除することが必要です。
- 近隣市町や関係機関・家庭・学校・地域が連携して防犯活動を進めることが必要です。



施策体系



施策の方向

1 防犯意識の高揚

- (1) 自主的な防犯対策が講じられるよう、関係機関と連携して防犯に対する住民意識の高揚に努めます。
- (2) 自転車、バイクなどの施錠の啓発を推進し、乗り物の盗難防止に努めます。
- (3) 子どもたちを犯罪等の被害から守るため、子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、関係機関との連携により、防犯意識の高揚と防犯対策の充実を進めます。

2 防犯施設の整備

- (1) 警察と連携し、防犯体制の充実を図ります。
- (2) 住民が安心してコミュニティ活動を行うことができるよう、自治会との連携のもと、防犯灯の整備促進と良好な維持管理に努め、「安全・安心なまちづくり」を目指します。
- (3) 地域性を考慮した交番の適正な配置と体制の充実を関係機関に働きかけます。

3 防犯活動の推進

- (1) 町ぐるみで暴力、覚せい剤の追放運動などを推進し、防犯体制を充実します。
- (2) 自主的な防犯活動を行う団体の育成と支援に努め、地域ぐるみの防犯体制を充実します。
- (3) 定期的に自主防犯パトロールを実施し、防犯意識の高揚と犯罪の抑制に努めます。

4 青少年の非行防止

- (1) 家庭・地域・学校・行政、それぞれの役割を見直し、役割を明確にするための支援を行うとともに、青少年を健全に育成していく体制づくりに努めます。
- (2) 相談に役立つ情報をデータ化し、関係機関などとの連携による指導を進めます。
- (3) 地域の青少年声掛け運動（吉田町笑顔いっぱい運動）を推進し、地域全体で子どもたちを見守る環境をつくります。
- (4) 有害な風俗環境や違法看板などの排除と監視活動を、地域住民との協力のもとに進めます。
- (5) 青少年が健全に生活できるよう、有害図書やビデオ等の自動販売機撤去の働きかけなどの社会環境浄化活動を推進します。
- (6) 関連業界に対して自粛や自主規制等を要請し、有害環境の改善に努めます。

【関連「4 社会環境の整備」(P141)】

主要事業名
防犯灯整備事業
防犯対策事業

5 消防・救急

目 標

- 住民の生命、身体や財産を守るため、消防力の充実強化と、消防体制の整備を図ります。
- 防火意識の啓発や予防対策などを推進します。
- 救急体制の充実により、救命率の向上を図ります。

現 状

- 「消防組織法」に基づき吉田町牧之原市広域施設組合消防本部・消防署を設置し、消防行政を遂行しています。
- 災害時における資機材や物資の提供、職員の派遣等応援に関する協定を締結しています。
- 火災予防思想の啓発により、近年、火災発生件数は減少傾向にあるものの全国的傾向である住宅火災からの死者の増加に伴う防止対策を推進しています。
- 平成15年の「救急救命士法施行規則」の改正により、救急救命士にできる救命処置として気管内挿管や薬剤投与などの処置拡大が図られたため、今後、救命率の向上が期待されています。
- 救急救命士の再教育に係る病院実習や気管内挿管実習などの実施について、榛原総合病院との連携と協力体制の強化を図っています。
- 一般住民に救急救命講習の受講をPRして、救急現場で救急隊が到着するまでの応急的処置ができるバイスタンダー（その場に居合せた人）の養成を推進しています。
- 高齢化社会の進展や住民の意識の変化により、救急需要は増大しています。
- 本町では、4つの分団による消防団が組織されており、消火活動や自然災害などの警戒や防御体制は整っていますが、就業形態の変化や生活圏の広がりなどを受け、消防団員を確保することが年々難しくなっています。

課 題

- 広域的な消防行政について検討するとともに、消防庁舎（仮眠室、消毒室、資材倉庫等）の増改築と消防車両の更新時期の検討が必要です。
- 火災ゼロの安全・安心なまちづくりを目指し、防火管理講習会をはじめ、各種講習会を開催し、さらなる防火思想の普及に努めることが必要です。
- 消防救急無線のデジタル化（平成28年5月まで）に伴う実施計画の検討が必要です。
- 消防団員確保のため、魅力ある消防団の確立と活動しやすい環境を整備するとともに、地域に密着し、地域コミュニティの結びつきといった観点からも、女性団員の入団を促進し、地域の消防防災力を総合的に高めることが必要です。
- 消防団には広範囲にわたり、あらゆる災害活動に期待が寄せられているため、非常時に備え消防署との合同訓練等の実施が必要です。
- 地域に密着した消防団活動として、寝たきりやひとり暮らし高齢者・障害者などの世帯の把握と、防火指導・防火診断の実施など、防火防災対策を促進することが必要です。
- 災害に備え、消防団員を対象にした応急手当普及員の養成が必要です。

施策体系



施策の方向

1 消防体制の整備

- (1) 消防職員の資質の向上を促進するため、消防に関する教育訓練や研修などを実施し、消防活動技術の向上を図ります。
- (2) 消防庁舎の増改築、消防用車両の整備など、消防施設、資機材の充実を図ります。
- (3) 静岡空港開港に伴い、地域の発展とともに予想される消防需要の増大に対応できる消防体制を検討します。
- (4) 消防活動の充実を図るため、消防団と消防署との協議や合同訓練の実施により連携を強化し、総合的な消防体制を確立します。
- (5) 若者に魅力ある消防団の確立と活動しやすい環境を整備するとともに、地域と密着した訓練への参加や教育訓練による専門知識の習得と消防技術の向上を図ります。
- (6) 住民の安全を守るため、消防団員の確保に努めます。
- (7) 計画的に消火栓、防火水槽を整備し、迅速な消防活動体制の充実に努めます。
- (8) 消防救急無線デジタル化について、近隣の消防本部と広域化・共同化・実施時期を検討します。

【関連「2 地震・防災体制の整備」(P77)】

2 広域的な消防体制の整備

- (1) 大規模災害に備え、近隣市町との応援協定を見直すとともに、将来的には広域的な消防体制の整備を図ることなどを検討します。

【関連「2 地震・防災体制の整備」(P77)】

3 地域との防災対策の充実

- (1) 火災を予防するため、各地域の施設や企業などと連携した避難訓練や消火訓練を実施します。

【関連「5 防災訓練の充実」(P77)】



施策の方向

4 防火意識の徹底

- (1) 住民や各事業所に対して、防火意識の啓発や予防対策を推進し、火災を発生させない環境づくりを促進します。
- (2) 地域に密着した活動をする消防団による高齢者や障害者などの災害時要援護者世帯の把握と、消防署による防火指導・防火診断等の防火防災対策を促進します。
- (3) 防火対象物、危険物施設などの査察指導を強化するとともに、防火管理者を養成し、防火意識の向上と防火管理の充実を図ります。

【関連「1 高齢者保健福祉計画の推進」(P71)、
「1 障害者(児)対策の推進」(P73)】

5 救急体制の充実

- (1) 救急需要の増大に対応するため、救急医療機関との連携を強化します。

6 応急手当の普及・啓発等

- (1) 救急救命士の養成などによる救急体制の充実や救急救命講習による応急手当の普及促進を図ります。
- (2) 住民(講習修了者)でも救急処置ができるよう、公共施設等にAED(自動体外式除細動器)の普及促進を図ります。

主要事業名
消防防災設備等整備事業
消防施設整備事業
消防団運営事業
消防団員福利厚生事業

■過去10年間の火災発生件数

地区別	年	平成7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
住吉		8	4	9	4	5	5	3	5	5	5
川尻		4	7	6	9	2	0	6	5	1	3
片岡		2	3	1	3	1	2	2	0	0	0
北区		2	3	4	4	4	1	3	2	3	1
計		16	17	20	20	12	8	14	12	9	9

【資料】：吉田町牧之原市広域施設組合消防本部「消防年報」

■消防現勢力

平成17年4月1日現在

区別	人員	消防ポンプ自動車及び指令車等	無線局
消防署	56	消防ポンプ車4台、救助工作車2台、指令車1台、救急車3台	車載13、携帯19
町消防団(本部)	14	指令車1台	車載1、携帯2
町消防団(分団)	126	消防ポンプ車5台、積載車4台	車載9
計	196		

【資料】：吉田町牧之原市広域施設組合消防本部「消防年報」



6 火葬

目 標

- 火葬施設の健全な管理運営に努めます。
- 施設設備の恒常的な整備と施設全体の経年数を考慮した改善整備を検討します。

現 状

- 火葬場「謝恩閣」は、牧之原市との広域事業として運営しています。
- 昭和 56 年に建設された「謝恩閣」は、老朽化が進んでいます。
- 待合棟や駐車場の拡張及びセレモニーホール設置などの要望が利用者から出ています。

課 題

- 火葬施設の定期的な点検・整備を行い、計画的に補修や改修することが必要です。
- 新施設の建設を行うためには、関係市町との協議が必要です。

施策体系



施策の方向

1 火葬場の運営・整備

- (1) 火葬施設の定期的な点検・整備を行い、計画的に補修や改修を行います。
- (2) 住民のニーズにあった火葬施設の運営に努めます。
- (3) 新しい施設を整備する際は、周辺環境と調和した施設とします。

主要事業名

火葬場施設整備事業



7 消費生活

目 標

- 豊かで明るい消費環境を確保できるよう、消費者保護の体制づくりを推進します。
- 各種の消費者教育を推進し、賢い消費者となるための意識啓発を図ります。

現 状

- 住民の生活様式や価値観が多様化し、IT技術が進展する中で、消費生活は著しい変化を遂げています。
- 資源の有効活用やエネルギーの節約など、環境問題も視野に入れた消費生活が求められています。
- BSE（牛海綿状脳症）の発生や偽装表示などの問題を受けて、食品の安全性や品質に対する住民の意識は高まっています。
- インターネットなどを利用した電子商取引など、新しい形態の商取引が行われています。
- 消費者の商品の選択の幅が広がり、消費をめぐるトラブルや被害が多発し、相談件数も増えています。
- 高齢者や女性を狙った悪質商法、振り込め詐欺の増加が懸念されています。
- 本町では、消費者グループが平成5年に結成され、自主的な活動を展開しています。
- 本町では、平成12年から消費生活相談窓口を設置し、消費生活相談員による専門的できめ細やかな対応を図っています。

課 題

- 消費者を取り巻く環境の変化が激しいため、常に情報提供が必要です。また、消費者問題に関する講座等、幅広い受講者を募り、啓発していくことが必要です。
- 様々な手口の悪質商法が発生しているため、広報紙への啓発記事掲載の頻度を増やすなど、啓発活動が必要です。
- 自発的な消費者活動を支援していくことが必要です。
- 消費者グループの年齢層に偏りがあるため、新たな消費者グループの育成など、幅広い年齢層の活動が必要です。
- 電子商取引などの新たな商取引形態の実態やトラブル防止情報を提供することが必要です。
- 消費生活相談件数の増加、相談内容の複雑化により、迅速かつ的確に対処するためには、相談日・相談員の増加が必要です。

施策体系



施策の方向

1 消費者啓発の強化

- (1) 消費者が主体的・合理的に判断し、行動するために消費者に必要な情報を提供し、啓発を強化することにより消費者の意識の向上を目指します。
- (2) 自主的・合理的な行動がとれる消費者の育成のために、学校・地域・職場など、様々な場において消費者講座を行うことにより、主体性を持った消費者の育成を図ります。

2 消費者グループ組織の育成

- (1) 消費者グループが開催する消費生活展や各種講演会など、自主的な消費者活動の支援を図ります。
- (2) 消費者グループの活動に、住民の幅広い参加が得られるよう、PRを行います。

3 消費生活相談事業の充実

- (1) 地域に根ざした消費者行政が展開されるよう、消費生活相談員を通じて、きめ細やかな相談や知識の普及を推進します。
- (2) 消費生活相談員や関係機関との連携のもと、商品の品質表示の確認や安全性の情報収集に努めるなど品質表示の適正な指導を行います。

主要事業名

消費生活啓発事業



8 し尿処理

目 標

- 住民の健康と生活環境の保全を確立するため、安全で衛生的な「し尿処理」を推進します。

現 状

- 平成7年11月にし、尿処理施設「衛生センター」が完成し、より衛生的な「し尿処理」が可能となりました。
- し尿処理施設「衛生センター」の設置と管理運営事務を、牧之原市と共同で処理しています。
- 搬入されるし尿のうち、浄化槽汚泥の占める割合が、施設開設当初と比べて著しく高くなっています。
- 本町では、地域の実情に応じて公共下水道と合併処理浄化槽による生活排水処理対策を進めています。

課 題

- 浄化槽汚泥が増えているため、予備貯留槽の設置など施設整備の検討が必要です。
- 衛生センター施設の維持管理のため、定期的な点検整備をし、施設の延命化に努める必要があります。
- 効率的かつ衛生的な、し尿処理体制の充実に努める必要があります。

■し尿収集・処理の推移

区分	年度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
処理人口(人)		28,153	28,318	28,555	28,670	28,820
年間総排出量(kℓ)		11,129	11,304	11,339	11,913	11,843
年間総収集処理量(kℓ)		11,129	11,304	11,339	11,913	11,843
処理率(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【資料】：吉田町牧之原市広域施設組合(吉田町分のみ)

施策体系

1 安全で安心して暮らせるまちづくりを進める

- 1 地震・防災対策
 - 2 治山治水対策
 - 3 交通安全対策
 - 4 防犯対策
 - 5 消防・救急
 - 6 火葬
 - 7 消費生活
 - 8 し尿処理
 - 9 ごみ処理
- 1 し尿処理施設の運営・整備

施策の方向

1 し尿処理施設の運営・整備

- (1) 衛生センター施設の維持管理のため、定期的な点検、整備をし、施設の延命化に努めます。
- (2) 効率的かつ衛生的な、し尿処理体制の充実に努めます。

主要事業名

- 処理膜モジュール交換整備事業
- 衛生センター前処理設備改良事業



衛生センター

9 ごみ処理

目標

- ごみの減量化や資源化を推進するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを、住民や企業とともに進めます。

現状

- 経済活動やライフスタイルが変化し、大量生産・大量消費により、大量のごみが排出され、環境負荷の増大とごみ処理の限界が深刻な問題となっています。
- 平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって、廃棄物等を循環資源として有効利用し、ごみの焼却量や埋立量を減少させ、天然資源の消費の抑制、環境負荷の軽減を図るための施策を推進しています。
- 本町では、可燃ごみ処理施設「清掃センター」と不燃ごみ・リサイクル物処理施設「リサイクルセンター」の設置と運営管理に関する事務を牧之原市と共同で処理しています。
- 平成11年度から清掃センター「さんあーる」で焼却・埋立をしています。
- 平成12年度からペットボトルと白色トレイ、平成15年度からプラスチック容器の分別収集を完全実施しており、現在は7分別(可燃物・金物類・プラマーク付きプラスチック類・プラマーク無しプラスチック類・ガラス類・ペットボトル・白色トレイ)となっています。

課題

- 3Rの取り組みを、住民や企業とともに進める必要があります。
- 埋立施設の延命化を図るためにも、焼却するごみを減らすことが必要です。
- 確実にごみを回収するためにも、住民へのごみ分別方法の徹底を周知することが必要です。
- ごみ処理施設については、安全や公害防止のために点検・整備をし、随時補修を行うことが必要です。
- ごみ処理施設を整備する際は、住民の意見や要望を募り、公害の防止・安全性・機能性を考慮するとともに、合理的かつ維持管理が容易な施設設備とすることが必要です。
- 分別収集に対応した収集サービスの充実を図るとともに、収集・輸送の効率化に努めることが必要です。
- 衛生的で機能的な「ごみステーション」の設置の促進が必要です。

3Rとは

Reduce リデュース	ごみの発生をおさえる	省資源化や長寿命化といった取り組みを通じて、製品の製造、流通、使用等に係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする。
Reuse リユース	再使用する	一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。又は、再使用可能な部品の利用を図る。
Recycle リサイクル	再資源化して利用する	一旦使用された製品や製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再使用(マテリアルリサイクル)又は焼却熱のエネルギーとしての再利用(サーマルリサイクル)。

施策体系



施策の方向

1 ごみ処理施設の運営・整備

- (1) 可燃ごみ処理施設や不燃ごみ・リサイクル物のごみ処理施設については、安全性の確保や公害防止のために点検・整備をし、随時補修を行います。
- (2) ごみ処理施設を整備する際は、住民の意見や要望を募り、公害の防止・安全性・機能性を考慮するとともに、合理的で維持管理が容易な施設設備とします。

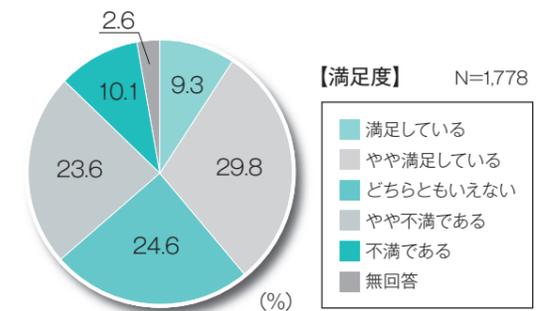
主要事業名

ごみ処理施設整備事業

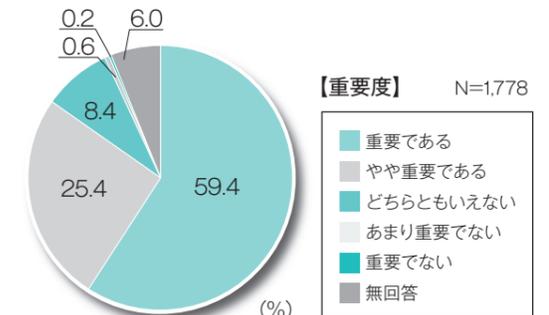
2 ごみ収集業務の充実

- (1) 分別収集に対応した収集サービスの充実を図るとともに、収集・輸送の効率化に努めます。
 - (2) ごみの分別徹底の周知とごみの減量化や再資源化を推進するとともに、分別処理の体制、品目の見直しを行います。
- 【関連「1 住民参加で進めるごみの減量化」(P111)】

■ごみの処理状況の評価【まちづくりのアンケートから】



■ごみの処理状況の評価【まちづくりのアンケートから】



清掃センター「さんあーる」

■ごみ収集・処理の推移

年度	区分	処理人口(人)	年間総排出量(t)	年間総収集		処理量内訳	
				処理量(t)	収集率(%)	焼却(t)	その他(t)
平成12年度		28,318	9,870	9,870	100.0	8,019	1,851
13年度		28,555	10,090	10,090	100.0	8,317	1,773
14年度		28,670	10,425	10,425	100.0	8,663	1,726
15年度		28,820	11,548	11,548	100.0	9,706	1,842
16年度		29,206	11,223	11,223	100.0	9,370	1,853

【資料】：吉田町牧之原市広域施設組合(吉田町のみ)

第2節 水環境の保全に取り組む

1 上水道

目 標

- ・住民に清浄・低廉で安全な生活用水を供給するため、安定した水資源の確保と施設の整備改善に努めます。
- ・水資源と水道施設の有効利用を推進していきます。

現 状

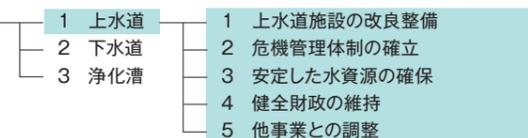
- ・水は、自然の恵みであるとともに限りある資源です。
- ・水道は、住民生活や産業経済活動に欠くことができないライフラインとして、安全で安定した給水サービスはもとより、高品質な水道水の供給が求められています。
- ・本町の上水道は、大井川の伏流水に恵まれた豊富な地下水を取水源として、昭和35年に計画給水人口18,000人、計画1日最大配水量3,240m³で給水を開始しました。以来、6期にわたる拡張事業により、計画給水人口36,100人、計画1日最大配水量18,200m³となっています。
- ・給水区域は、牧之原市の一部を含め本町全域にわたり、給水区域内人口は、平成17年3月31日現在、32,559人で普及率は90.2%となっています。
- ・第2浄水場の老朽化が進んでおり、浄水場の建て替えと、加えて、新たな配水池の建設が急務となっています。
- ・老朽管の整備は、配水管の布設替えが事業の中心となっています。

課 題

- ・住民に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたる運営基盤の強化が必要です。
- ・地震などの自然災害時の水の確保など災害対策の充実や浄水場等の基幹施設を中心とした水道施設の耐震化を推進するとともに、速やかに復旧できる体制づくりが必要です。
- ・ペットボトル水を購入する等、住民の生活様式の多様化により、1世帯当りの水道水の消費量が減少しています。今後、減収となる状況が到来することを念頭に置きながら、あらゆる状況に臨機に対応できるよう、効率的かつ計画的な運営に努めることが必要です。
- ・水源の確保と監視を強化し、飲料水のより一層の質の向上と安全の確保に努めることが必要です。
- ・利用者に対して、水質・料金・施設面などの様々な情報を提供するとともに、水の有効活用や啓発や指導、節水意識の高揚を図ることが必要です。



2 水環境の保全に取り組む



施 策 の 方 向

1 上水道施設の改良整備

- (1) 水源の確保、配水池等の増改築及び老朽管（配水管）などの更新を行い、安全で安定した供給を推進します。
- (2) 給水区域の漏水調査を定期的に行い、配水管漏水の早期発見に努めるとともに、迅速な修繕に努め、水の有効利用を図ります。

2 危機管理体制の確立

- (1) 配水池等の改良とともに、導送水管の整備を進め、災害時にも水の確保ができるような施設整備と体制づくりを推進します。
- (2) 緊急時に迅速かつ適切に対応できる管網図などを整備し、町内の指定給水装置工事事業者との緊急時動員体制を整えます。

3 安定した水資源の確保

- (1) 地下水の適正利用、揚水施設の改良及び生活用水の合理的利用を推進します。
- (2) 新たな水需要に対応するため、水源の確保・保全・水質管理の適切化に努めます。

4 健全財政の維持

- (1) 将来の水利用の動向を把握し、その需要に応えつつ、水道事業会計の健全な財政運営に努めます。
- (2) 漏水箇所については、早期に修繕を実施し、有収率（料金徴収対象水量を配水量で除したもの）の向上と経費の抑制を図ります。
- (3) 料金改定の検討内容や経営合理化への取り組みを住民にわかりやすく説明し、適正な水道料金への理解が得られるよう、情報公開を積極的に推進します。
- (4) 節水意識の高揚と水の有効活用の啓発、指導に努めます。

5 他事業との調整

- (1) 街路事業や公共下水道事業等のその他の事業との整合性を図りながら、効率的な施設整備を推進します。
【関連「1 公共下水道の整備」(P103)、「5 生活道路の整備」(P163)】



第1浄水場

主 要 事 業 名
上水道管網図作成事業
配水管布設替事業
老朽管布設替事業
第6期拡張事業

2 下水道

目標

- 生活環境改善と地域保全のための下水道事業に対する理解を広く求め、一般家庭の加入促進と計画的整備を進めます。
- 浸水被害の解消に向けて都市下水路の整備を検討します。

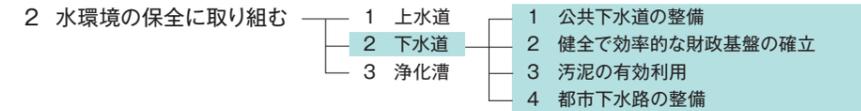
現状

- 下水道は、快適な暮らしや自然を守るとともに、清潔な生活環境の維持と公共用水域の水質保全という重要な役割を担っています。
- 本町の公共下水道は、平成7年3月に一部供用が開始されています。
- 公共下水道計画区域における整備事業は住吉地域から整備を進めており、平成17年3月には155.7haの整備が進み、人口普及率は26.9%となっています。
- 平成17年度から国の地域再生計画「水と緑に囲まれた快適なまちづくり」の認定を受けたことに伴い、汚水処理施設整備交付金を活用して事業を実施しています。
- 本町には、水洗化率の向上のため、排水設備工事に伴う融資あっせん制度があります。

課題

- 下水道は、安全で快適な生活環境を維持する上で、きわめて重要な都市施設であり、計画的な整備を進める必要があります。
- 公共下水道事業への理解を求め、加入を促進していく必要があります。
- 地域の特性に応じ、公共下水道と浄化槽の適切な役割分担のもと、未普及地域の解消を図ることが必要です。
- 国の三位一体改革における国庫補助金の縮減や町財政の状況により、年次計画に見合った財源の確保が必要です。
- 都市下水路の整備については、河川事業との連携や雨水浸透施設の積極的な導入等と合わせ、総合的な都市浸水対策を推進することが必要です。

施策体系



施策の方向

1 公共下水道の整備

- 事業認可区域内の管渠整備については、交付金制度を活用して整備を進め、事業の推進に努めます。
- 広報やホームページ等により公共下水道の重要性和加入促進のPRを行い、金融機関等との連携を図りながら、加入率の向上に努めます。
- 街路事業や上水道事業等のその他の事業との整合性を図りながら、効率的な施設整備を推進します。
【関連「5 他事業との調整」(P101)、「5 生活道路の整備」(P163)】

2 健全で効率的な財政基盤の確立

- 経済動向や財政事情、公共投資計画などに基づく健全な財政運営を基本として事業を推進します。
- 交付金等の特定財源のほか適正な受益者負担を求め、下水道事業の健全な運営に努めます。

3 汚泥の有効利用

- 下水道整備の拡大に伴う汚泥量の増大に対応できるよう、汚泥の有効利用を検討します。

4 都市下水路の整備

- 都市下水路の整備は、河川改修などと合わせ雨水排水計画の策定を検討します。
- 将来的に雨水幹線、ポンプ場などの整備を検討します。

【関連「3 治水対策の推進」(P81)】

主要事業名
公共下水道整備事業
公共下水道整備事業（維持管理）



浄化センター



■上水道事業の推移

区分	年度 単位	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
		行政区域内人口	人	28,318	28,555	28,670
計画給水人口 a	人	32,300	32,300	32,300	32,300	36,100
現在給水人口 b	人	31,796	32,096	32,004	32,209	32,559
普及率 b/a	%	98.4%	99.4%	99.1%	99.7%	90.2%
給水件数	件	10,675	10,770	10,901	11,305	11,427
うち家庭用	戸	9,137	9,358	9,623	9,881	10,090
総配水量 c	千m ³	5,089	5,146	5,102	5,095	5,115
一日最大配水量	m ³	16,446	16,638	16,561	15,783	16,323
一日一人最大配水量	m ³	517	518	517	490	501
一日平均配水量	m ³	13,942	14,098	13,978	13,959	14,015
一日一人平均配水量	l	438	439	436	433	430
総有収水量 d	千m ³	4,270	4,248	4,235	4,218	4,304
一人平均有収水量	m ³	11,699	11,638	11,603	11,557	11,792
有収率 d/c	%	83.9%	82.5%	83.0%	82.8%	84.1%

【資料】：水道事業報告書

■公共下水道計画

項目		全体計画	事業許可計画
処理面積		920ha	299ha
処理人口		28,000人	11,900人
汚水量(日最大)		16,900m ³ /日	6,549m ³ /日
浄化センター計画			
敷地面積		2.3ha	同左
処理方法		標準活性汚泥法	同左
処理能力		日最大16,900m ³ /日	日最大6,549m ³ /日
施設	管理棟	1棟	同左
	水処理棟	7系列7池	4系列3池
	污泥処理棟	4台	2台

【資料】：下水道課

■都市下水路

平成17年3月1日現在

都市計画 区 域	名 称	計画決定				供用部分		
		排水区域	延 長	ポンプ	最終決定	告示番号	排水区域	延 長
榛南広域	神戸都市下水路	130.40ha	765m		S.47.5.1	町告第11号	130.40ha	765m
	問屋川都市下水路	18.00ha	640m		H1.10.5	町告第69号	18.00ha	640m
計	2本	148.40ha	1,405m				148.40ha	1,405m
榛南広域 (未決定)	片岡中央都市下水路	98.1ha	3,100m					
	東川端都市下水路	10.2ha	700m					
計	2本	108.3ha	3,800m					

【資料】：下水道課

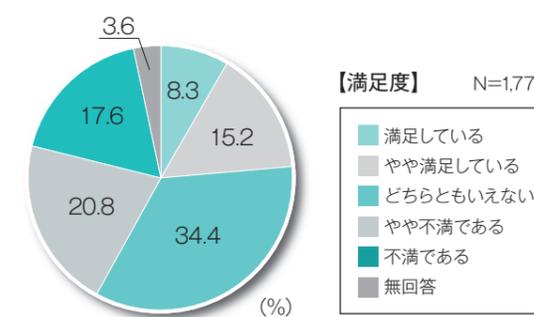
■下水道(雨水幹線)

平成17年3月1日現在

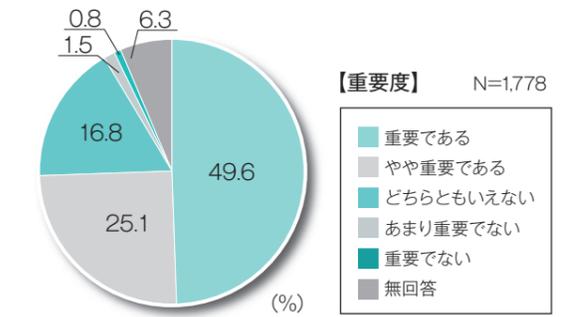
都市計画 区 域	名 称	計画決定				供用部分		
		排水区域	延 長	ポンプ	最終決定	告示番号	排水区域	延 長
榛南広域	住吉1号雨水幹線	442ha	450m	1	H6.7.1	町告第58号	150ha	450m
計	1	442ha	450m					450m

【資料】：下水道課

■下水道の整備状況の評価【まちづくりのアンケートから】



■下水道の整備状況の評価【まちづくりのアンケートから】



3 浄化槽

目 標

- 生活雑排水の環境への影響は大きいため、水環境の保護を目的として公共下水道区域外の合併処理浄化槽の整備を推進します。

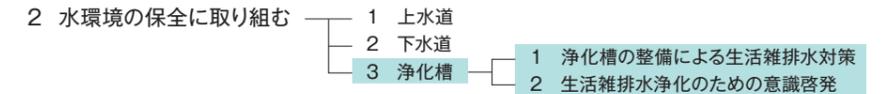
現 状

- 本町には、単独浄化槽や汲み取りで、し尿を処理している世帯が多くありますが、公共下水道区域以外の地域においては、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換が求められています。
- 本町では、平成13年度から生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的として合併処理浄化槽の設置に対する補助金制度を実施しています。
- 平成17年度には、内閣総理大臣から地域再生計画「水と緑に囲まれた快適なまちづくり」の認定を受け、汚水処理施設整備交付金を活用して汚水処理施設の整備を進め、河川の水質保全を図っています。

課 題

- 河川の水質保全を図るため、公共下水道区域以外の地域においては、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換が必要です。
- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の補助金制度を利用した合併処理浄化槽設置の推進を図ることが必要です。
- 環境衛生の向上を図るため、「浄化槽法」に基づく、浄化槽の維持管理・清掃・法定検査が確実に行われるよう、浄化槽の設置者に対する啓発と指導が必要です。
- 生活雑排水が環境に与える負荷の大きさへの理解を求めるとともに、その対策の周知が必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 浄化槽の整備による生活雑排水対策

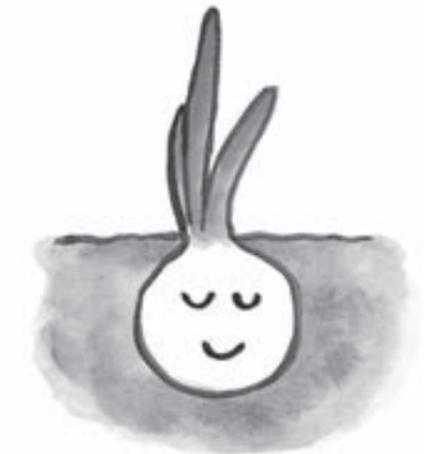
- 「地域再生法」に係る地域再生計画「水と緑に囲まれた快適なまちづくり」に基づき、汚水処理施設整備交付金を活用して、効率的に浄化槽の整備を推進します。
- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金制度を利用した合併処理浄化槽設置の推進を図ります。
- 「浄化槽法」に基づく、浄化槽の維持管理・清掃・法定検査が確実に行われるよう、浄化槽の設置者に対する啓発と指導に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら環境衛生の向上を図ります。

2 生活雑排水浄化のための意識啓発

- 生活雑排水が環境に与える負荷の大きさへの理解を求めるとともに、その対策の周知を図ります。

主 要 事 業 名

生活排水改善対策事業



第3節 地球にやさしい循環型社会を構築する

1 環境衛生

目標

- 良好な環境のもとでの生活を確保するため、住民と行政が一体となって、美しいまちづくりを進めます。

現状

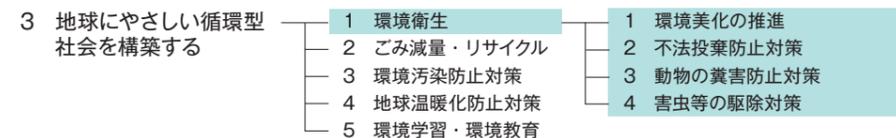
- 「特定家庭用機器再商品化法（通称：家電リサイクル法）」が平成13年4月に施行されましたが、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の不法投棄が見受けられます。本町では、河川や海岸等の決まった場所に不法に投棄されています。
- 本町では、剪定枝などを粉砕してチップ化し、草押さえ等に利用する試みを進めています。



課題

- 住民がゆとりと潤いのある生活を送れるよう、地域住民の協力のもと、海岸・河川・街路・公園などの環境美化を推進することが必要です。
- 住民自らが美しい環境づくりを進めるため、住民意識の高揚を図ることが必要です。
- 粗大ゴミや「リサイクル法」対象商品の不法投棄を防ぐ方法を検討することが必要です。
- 河川や海岸等の不法投棄されやすい場所は、維持管理を徹底することで、不法投棄がしにくい環境づくりを進めることが必要です。
- 動物の糞害防止のため、飼い主の責任意識とマナーの向上に向けての施策が必要です。
- 良好な生活環境を確保するため、害虫などの駆除対策を推進することが必要です。

施策体系



施策の方向

1 環境美化の推進

- 住民がゆとりと潤いのある生活を送れるよう、海岸・河川・街路・公園などの環境美化を推進します。
- 住民清掃の日、河川・海岸クリーン作戦運動、空き地等の雑草除去の実践を通じて、住民自ら美しい環境づくりを進める意識の高揚を図ります。
- ごみ収集ステーションの整備と収集場所の明示を進め、自治会を通じてだれにも分かるようにごみの分別収集の徹底を図ります。

4 害虫等の駆除対策

- 良好な生活環境を確保するため、害虫等の駆除対策を推進します。

主要事業名
環境衛生推進事業

2 不法投棄防止対策

- 各リサイクル法対象商品については、具体的な処理方法の周知を図り、不法投棄されないよう啓発します。
- 産業廃棄物の不法投棄を防止するため、産業廃棄物の処理における事業者責任の徹底を図ります。
- 環境を保全するため、地域・学校・事業所などと連携した環境美化活動を積極的に進めるとともに、不法投棄を防止するため、監視の強化を図ります。

3 動物の糞害防止対策

- 町内の美観を保全するため、広報等による啓発活動を継続的に実施するとともに、犬の登録指導や犬猫の飼い方指導を実施し、飼い主のモラルの向上と動物の適正飼養を促進します。



2 ごみ減量・リサイクル

目 標

- 住民一人ひとりのごみの減量への取り組みを促すため、分別回収やリサイクル制度を確立し、周知徹底に努めていきます。

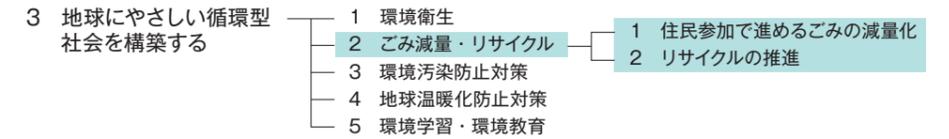
現 状

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の結果として、廃棄物の排出量が増加しているだけでなく、資源エネルギーの枯渇が危ぶまれています。
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、平成12年5月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」に基づき、リサイクル品の購入促進と使用啓発が求められています。
- 家電・パソコン・自動車等様々な製品のリサイクルのため、法整備が進められています。
- 本町では、平成11年3月に制定した「吉田町クリーン活動事業補助金交付要綱」に基づいて、クリーン活動事業を実施する団体に対し補助金を交付し、廃棄物の再利用の促進とその減量化を図っています。
- 本町では、平成10年3月に制定した「吉田町生ごみ処理機器等設置費補助金交付要綱」に基づき、家庭用生ごみ処理機器の設置に対して補助金を交付し、可燃ごみの減量化と堆肥化を図っています。
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進のために、広報紙等で啓発活動を実施しています。

課 題

- 分別収集や資源回収を徹底し、リサイクル率の向上につなげる必要があります。
- 住民のごみ減量意識やリサイクル意識の高揚が必要です。
- グリーン購入法に基づき、リサイクル品の購入促進と使用啓発が必要です。
- 生ごみの自家処理、分別排出などを取り入れ、ごみの減量・排出抑制・リサイクルの推進を強化する必要があります。
- ごみの多量排出事業者への減量指導や減量化計画の策定指導、事業者自己処理やごみの減量化への取り組みを促進する必要があります。

施策体系



施策の方向

1 住民参加で進めるごみの減量化

- (1) ごみ減量化やリサイクルを進めるために、環境保全活動を推進する人材を育成するとともに、住民・事業者・行政が一体となつてごみの減量化に取り組むよう積極的に周知・啓発を進めます。

【関連「2 ごみ収集業務の充実」(P99)】

2 リサイクルの推進

- (1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みをより一層進め、ごみを出さない生活行動や事業活動を積極的に推進します。
3R: Reduce(ごみを減らす) Reuse(ごみを再使用する) Recycle(ごみを再利用する)の略称
- (2) 限りある資源を有効利用し、リサイクル活動を推進するため、リサイクル品の購入や利用を促進します。
- (3) ごみの多量排出事業者へのごみ減量やごみ減量化計画の策定を指導するとともに、事業者自己処理・ごみの資源化への取り組みを促進します。

主要事業名

ごみ減量・リサイクル推進事業



リサイクルセンター

3 環境汚染防止対策

目標

- 「環境基本条例」の制定を検討するなど、住民・事業者・行政が連携して、公害の防止に町ぐるみで取り組みます。
- 環境汚染を防止し、住みよい環境をつくるため、事業者への指導と監視体制の強化に努めます。

現状

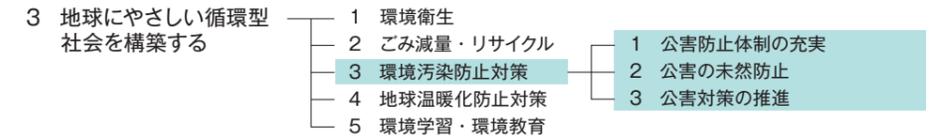
- 近年、企業活動で発生する典型7公害(水質汚濁・土壌汚染・大気汚染・悪臭・騒音・振動・地盤沈下)だけでなく、野焼きなどの個人活動による環境汚染の影響などの苦情が増加しています。
- 公害防止のため、本町では任意で事業者との間に、公害防止協定を締結しています。

課題

- 公害の未然防止に取り組むとともに、発生した問題に対する迅速で的確な対応と、住民への情報提供を充実していく必要があります。
- 住民・事業者・行政の3者が協力し、環境への汚染を未然に防止することが必要です。
- 生涯学習や学校教育の場で、環境の保全について教えていく必要があります。
- 「環境基本条例」制定にあたり、自治会、町内会、各種団体等の協力を得ながら進める必要があります。



施策体系



施策の方向

1 公害防止体制の充実

- 公害防止のため、事業者への法令周知を図り、新たな事業者の進出や大型施設設置の際には、任意で地元説明会を開くように指導します。
- 大気・水質事故発生時には、早急に分析調査を実施する体制を整備し、早期原因解明及び復旧に努めます。
- 「環境基本条例」の制定を検討するなど、住民・事業者・行政が連携して、公害の防止に町ぐるみで取り組むことを検討します。

3 公害対策の推進

- 環境状態を把握するため、「大気・水質等の測定計画」を策定するとともに、計画に基づいて大気・水質等の測定・調査を実施する等、公害対策を推進します。
- 協定締結事業所への立入検査を実施し、事業所への監視・指導を強化します。
- 地下水や河川水等の水資源を保全していくため、水質調査の実施に努めます。
- 事業者からの環境負荷低減のために、環境マネジメントシステムの取得を支援します。

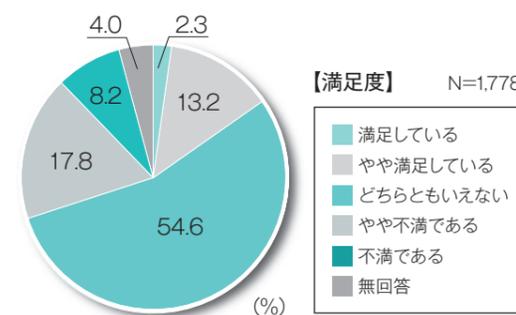
環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための、工場や事業場内の体制・手続き等

主要事業名
環境汚染防止対策事業

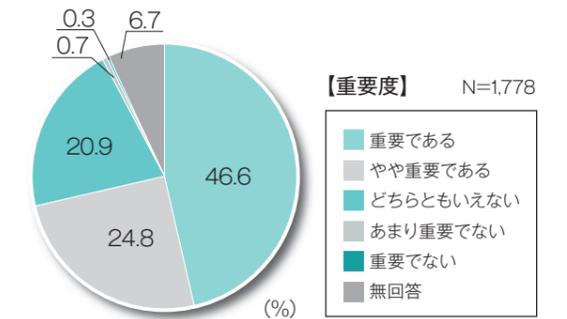
2 公害の未然防止

- 町内工業地区への進出事業者との間に公害防止協定を締結し、主要事業所からの排水水質調査や水質保全のための指導を推進します。
- 住居地域における公害防止のため、施設の改善や土地利用の適正化を図るとともに、必要に応じた調査を実施し、環境に関する状況把握に努めます。
- 公害を未然に防止するため、事業所に対して、環境への負荷低減のための指導と支援に努めるとともに、環境監視のための測定を実施します。

■公害防止対策の評価【まちづくりのアンケートから】



■公害防止対策の評価【まちづくりのアンケートから】



4 地球温暖化防止対策

目 標

- ・ 人類の共有財産である地球の環境を保護するため、地球温暖化防止対策を推進します。
- ・ 限りある資源を有効に利用できるよう、省エネルギー意識の啓発に努めます。
- ・ 公共施設に対して、環境負荷の少ないエネルギーシステムの導入や自然エネルギーの導入を検討します。

現 状

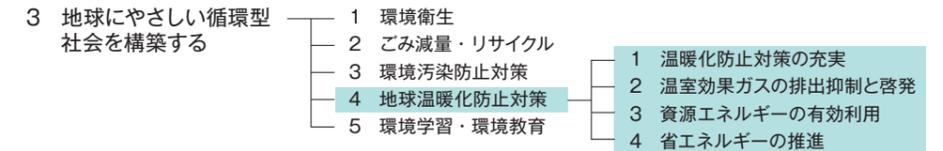
- ・ 地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、人間の活動が主な原因となって発生する環境問題が、複雑かつ多様化しています。
- ・ 燃料の大量消費による温室効果ガスの放出が動植物の生態系に悪影響を与え、地球環境に過大な負担をかけています。
- ・ 平成 17 年に発効された京都議定書では、地球温暖化の主原因である二酸化炭素の排出量を削減することが求められています。
- ・ 太陽光や風力による発電、雨水の有効利用など、新エネルギーの利用に着目した新しい取り組みが進められています。
- ・ クールビズ、ウォームビズなどと称して、冷暖房の消費エネルギーを最小限に抑えるなどの省エネルギーに向けた取り組みが進められています。
- ・ 本町では、庁内から地球温暖化防止対策を進めるため、平成 13 年 11 月に地球温暖化防止実行計画「地球にやさしい実行計画」を策定しました。

課 題

- ・ 地球温暖化の防止に向けて、住民一人ひとりができることから実行し、地球規模の取り組みにつなげていくことが必要です。
- ・ 地球温暖化についての教育や学習機会を充実させ、リーダーシップを発揮し、実践できる住民を育成することが必要です。
- ・ 大量生産・大量消費社会からの脱却のために、生産者だけでなく、住民の意識改革が必要です。
- ・ 電気、石油等の有限な資源の使用を少しでも減らし、持続可能な社会に変えていくことを行政が積極的に行い、住民の意識改革を図ることが必要です。
- ・ 太陽光や風力・天然ガスなどの身近な自然エネルギーの導入・利用を促進することが必要です。
- ・ 公共施設の新設・改築時には、太陽光などを利用したエネルギーシステムの導入の検討が必要です。
- ・ 自然エネルギーを有効利用していくために、自然エネルギーを導入しやすい環境づくりが必要不可欠です。



施策体系



施策の方向

1 温暖化防止対策の充実

- (1) 地球温暖化を防止するため、住民や事業者にも広く協力を求め、全町を挙げてこの問題に取り組みます。
- (2) 各家庭や地域ぐるみでの二酸化炭素の排出削減に向けた取り組みを促進します。

2 温室効果ガスの排出抑制と啓発

- (1) 温室効果ガスの排出抑制のために、地球温暖化防止実行計画に基づいた取り組みを行うとともに、温室効果ガス排出量の把握に努め、その結果を公表します。
- (2) 温室効果ガスを削減するためにできる具体的な行動を、広報紙等を利用し、住民に示していきます。
- (3) 環境学習の場において、あらゆる人を対象とし、自発的な行動につなげるために、より効果的な取り組みの周知・啓発を図ります。

【関連「2 啓発活動の推進」(P117)】

3 資源エネルギーの有効利用

- (1) 太陽光や風力・天然ガスなどの身近な自然エネルギーの導入・利用を促進します。
- (2) 公共施設の新設・改築時には、環境への負荷を軽減させる太陽光などを利用したエネルギーシステムの導入を推進します。
- (3) 雨水の有効利用が図れるよう、有効な施策を検討します。

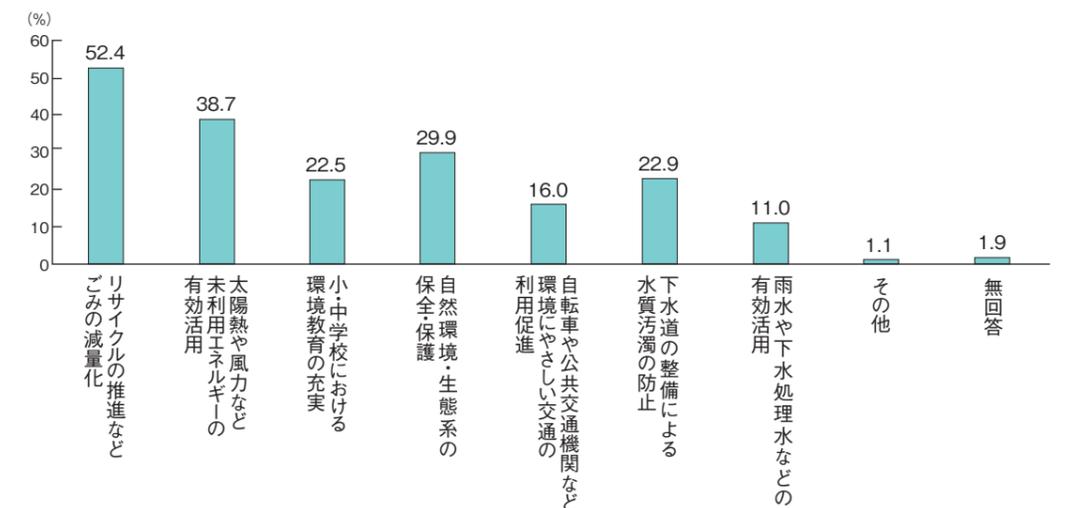
4 省エネルギーの推進

- (1) 省エネルギーが、経費の節減や地球温暖化防止につながることを鑑み、省エネルギー対策に取り組みます。
- (2) 住民に対して省エネルギー意識の啓発に努めます。

【関連「2 啓発活動の推進」(P117)】

主要事業名
地球温暖化防止対策事業

■地球環境問題に対し、町が重点的に取り組むことは（複数回答）【まちづくりのアンケートから】



5 環境学習・環境教育

目 標

- 一人ひとりが地球環境問題に関心を持つよう、環境学習・環境教育を推進します。
- 人間と動植物が共生できる環境の保全に努めます。

現 状

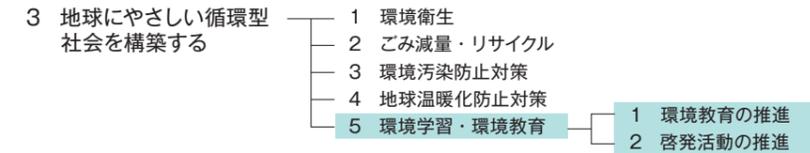
- 環境教育を推進し、環境保全について、国民の一人ひとりの意欲を高めていくことを目的に、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。
- 本町では、身近な環境について、家庭で考えていくために、親子参加型の環境学習教室を年1回開催しています。
- 町内のイベントにおいて、水質の浄化やごみ減量・リサイクルに係る啓発活動を実施しています。
- 町内の小学校では、総合学習の一環として環境に係る授業を実施しています。



課 題

- それぞれの年齢層に適した、効果的な環境教育を実施し、あらゆる人が環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築する担い手となる力を育むことが必要です。
- 環境についての知識を有し、環境活動を実践し、リーダーシップをとって広めることのできる人材を育成することが必要です。
- 環境活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人（ファシリテーター）や、様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを担う人（コーディネーター）を育成していくことが必要です。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題は、住民一人ひとりが、身近な生活や事業活動を見直すことはもとより、子どもの頃から環境について学び、家庭・地域・学校・職場等様々な場面で、自らが主体となって、できるだけ長い活動を実践していくことが必要です。
- 環境に関する住民意識の高揚を図るとともに、住民・事業者・行政それぞれの役割を周知・啓発することが必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 環境教育の推進

- 幼児から大人までの段階的な環境学習・環境教育を推進します。
- 環境活動リーダーの育成に努め、人材活用を図ります。
- 環境に係る様々な課題に、自発的に取り組んでいくために効果的な施策を検討・実施していきます。
- 個人だけでなく、社会を構築する家庭・民間団体・事業者等が環境問題を自らの問題として捉え、活動していくように施策を検討・実施します。

2 啓発活動の推進

- 環境に関する住民意識の高揚を図るとともに、住民・事業者・行政のそれぞれの役割を周知・啓発します。
【関連「2 温室効果ガスの排出抑制と啓発」(P115)、「4 省エネルギーの推進」(P115)】

主要事業名
環境教育推進事業

